

**ご存知ですか？
「無期転換ルール」**

【無期転換ルールとは】

平成25年4月1日以降に有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

制度の詳細は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

【事業主の皆さまへのお願い】

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため事業主の雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、ご対応いただくようお願いいたします。

■問い合わせ先
北海道労働局労働基準部
監督課
☎011-709-2311(代表)

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、お知らせします。

【交通遺児等への無利子貸付】

■対象
自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺症を残すこととなったご家庭（生活困窮家庭）のお子様に対して無利子で生活資金を貸し付けています。（中学校卒業まで）

【重度後遺障害者介護料支給】

■対象
自動車事故により、脳、脊髄、胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方。

■支給額
月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給。

■問い合わせ先
独立行政法人
自動車事故対策機構
函館支所
☎0138-88-1007

**福島町・福島町商工会・福島町観光協会
三者合同新年交礼会の開催**

新春を町民の皆さんと祝うため、三者合同新年交礼会及び平成27年度町表彰者の祝賀会を次のとおり開催します。

出席を希望される方は、役場総務課または、吉岡支所にお申し込みください。

なお、当日は送迎バスを運行する予定です。

- 日時** 1月6日（水）
午後6時
- 場所** 福祉センター
- 会費** 一人 2千5百円
- 申込期限**
12月18日（金）まで
- 申し込み・問い合わせ先**
総務課総務防災係
☎47-3001

**町村長の取り次ぎによる
失業の認定日**

町村長の取次ぎによる失業の認定日は次のとおりです。

- 特例受給資格者の認定日**
《1月》 7日（木） 12日（火）
14日（木） 19日（火）
21日（木） 26日（火）
《2月》 2日（火） 4日（木）

■時間 9時～11時
■場所 役場町民ホール
※一般受給資格者については、直接、ハローワークでの手続きとなりますのでご了承願います。

■問い合わせ先
水産商工課商工観光係
☎47-3004



知内診療所

知内町字重内31番地130
TEL: 01392-5-3509

●整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二(院長)

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30～12:00
月・火・水・木・金	14:00～17:30

●整形外科

医師：山根 繁(函館中央病院名誉院長)

曜日	診療時間
隔週水曜日	14:00～16:00(受付時間 12:00～)

●年末年始の休業日:12月29日(火)～1月5日(火)

